大崎市長選挙・大崎市議会議員一般選挙

投票日は四月十八日(日)
期日前投票・不在者投票期間は四月十二日(月)から四月十七日(土)まで

問 選挙管理委員会事務局 ☎㉓9124

任期満了に伴う大崎市長選挙および大崎市議会議員一般選挙を、四月十一日(日)告示、四月十八日(日)投・開票で行います。

選挙区・定数

市長選挙は、大崎市全体を一つの区域として選出します。

市議会議員一般選挙も、大崎市全体を一つの区域とし、定数は三十四人です。

投票できる人

選挙で投票するためには、選挙人名簿に登録されている必要があります。

選挙人名簿に登録されるのは次の人です。

大崎市に住所を持つ年齢満二十歳以上の日本国民で、その住民票が作られた日（他の市区町村から転入した人は転入届出をした日）から引き続き三カ月以上、大崎市の住民基本台帳に記録されている人

※年齢満二十歳以上とは、平成二年四月十九日以前に生まれた人です。

※三カ月以上とは、転入の場合、平成二十二年一月十日までに転入届出をした人です。

■次の人は投票できません

- **平成二十二年一月十一日以降に大崎市に転入届出をした人**
- **投票日前に大崎市から転出した人**

市内で転居した人

三月十一日までに転居届出をした人は、転居先の投票所で投票することになります。

その後に転居届出をした人は、前の住所地の投票所で投票することになります。

投票日・投票時間と投票所

■投票日

四月十八日(日)

■投票時間

午前七時から午後八時まで

ただし、鳴子温泉地域は別表のように終了時刻が繰り上げになります。

■必ず入場券で投票所を確認してください

今回の選挙で投票所を変更する投票区は、次のとおりです。

□古川第四投票区（三日町北、三日町南、南町北、荒川小金丁、川端、中里北、中里中、古川台町、東町の一部）の投票所は、古川三日町の**「大崎市古川保健福祉プラザ・集団指導室」**です。

□松山第二投票区（金谷、松山駅前、駅前二、駅前中、鍋田、金ヶ崎）の投票所は**「松山駅前区集会所」**です。

□松山第六投票区（境、上志引、松山中谷地、下志引、花ケ崎、下沢、太夫沢）の投票所は**「松山下伊場野地区公民館」**です。

□岩出山第十投票区（東昌寺沢、大学町、岩出山南町）の投票所は**「いわでやま幼稚園・ホール」**です。

□岩出山第十二投票区（浦北、浦南、東川原町）の投票所は**「大崎市岩出山総合支所・市民ホール」**です。

□岩出山第十四投票区（川北）の投票所は**「川北ふれ愛センター（旧川北分校）」**です。

□田尻第三投票区（百塚上高野の一部、沼部峯崎、貝ノ堀、若林、葉山上北山、富岡、桜田、田尻谷地中、北小塩、中南小塩、下高野）の投票所は**「田尻保健センター・健診室」**です。

（別表） 投票時間が繰り上げになる投票所

	投票所	施設名
終了時間1時間繰り上げ 午前7時～午後7時	鳴子第 2 投票所	上鳴子集会所
	鳴子第 3 投票所	上野々レストハウス
	鳴子第 4 投票所	鳴子総合支所
	鳴子第 5 投票所	鳴子保健・医療・福祉総合センター
	鳴子第 6 投票所	鳴子公民館
	鳴子第 7 投票所	川渡地区公民館
	鳴子第 9 投票所	上川原生活センター
	鳴子第 10 投票所	鍛冶谷沢集会所
	鳴子第 11 投票所	南野際会館
	鳴子第 12 投票所	北野際集会所
	鳴子第 13 投票所	上原集会所
	鳴子第 14 投票所	黒崎生活センター
終了時間2時間繰り上げ 午前7時～午後6時	鳴子第 1 投票所	中山コミュニティセンター
	鳴子第 8 投票所	向山除雪センター
	鳴子第 15 投票所	蟹沢センター
	鳴子第 16 投票所	鬼首基幹集落センター
	鳴子第 17 投票所	寒湯生活改善センター
	鳴子第 18 投票所	旧岩入分校

投票の方法

投票の方法および順序は、次のとおりです。

❶選挙人名簿との対照、本人確認

・投票所入場券を提出してください。

❷市長選挙の投票

・候補者名を一人書いて投票します。

❸市議会議員一般選挙の投票

・候補者名を一人書いて投票します。

■代理投票や点字投票ができます

投票所では、身体の不自由な人や字を書くことが困難な人のために、係員が投票の手伝いをする代理投票制度があります。また、目の不自由な人のための点字投票制度もあります。

これらの制度を利用したいときは、投票所の係員に申し出てください。

開票の場所と開始時刻

開票は、投票日当日、次の場所で行います。

■場所

古川総合体育館

■開始時刻

午後九時三十分

※開票速報は、市公式ウェブサイトに掲載します。

期日前投票制度

投票日に仕事やレジャー、冠婚葬祭などの用事があるため投票所に行くことができない場合に、投票日と同じように投票ができます。その際、投票日当日投票所に行けない理由を申立てるとともに、その申立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を受付で作成し投票することになります。

■期間

四月十二日(月)～十七日(土)

■時間

午前八時三十分～午後八時

■場所

市役所・総合支所に設置した期日前投票所（今回の選挙には選挙区が設定されていないので、市内のいずれの期日前投票所からでも投票できます。）

※四月十五日(木)および十六日(金)の二日間、午前八時三十分から午後五時まで鳴子温泉地域の鬼首・川渡の両出張所にも設置します。

不在者投票制度

■出張・旅行などで大崎市以外の市区町村に滞在している場合

滞在先で投票を行う場合は、早めに大崎市選挙管理委員会に投票用紙など必要な書類を請求してください。

大崎市選挙管理委員会から郵送された書類一式を持参し、滞在先の市区町村選挙管理委員会へ、その執務時間内に出向いて投票することになります。

■病院、老人ホームなどの不在者投票指定施設に入院、入所している場合

都道府県の選挙管理委員会が不在者投票施設として指定した病院、介護老人保健施設、老人ホーム、身体障害者支援施設等の施設内で不在者投票ができます。

不在者投票指定施設で投票を行う場合は、入院または入所中の施設に不在者投票したい旨を申し出てください。

郵便等投票制度

身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちの人で一定の重度の障害を有する人、または介護保険の被保険者証をお持ちの人で「要介護5」と記載されている人は、自宅で郵便等による不在者投票ができます。

郵便等による不在者投票を行うためには、あらかじめ大崎市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けておくことが必要です。

また、郵便等投票証明書の交付を受けた人は、四月十四日(水)午後五時までに、所定の請求書により投票用紙等を請求しなければ投票することができません。

選挙公報を発行します

市長選挙、市議会議員一般選挙ごとに、候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を発行します。

四月十六日(金)までに各地区の行政区長を通じて配布します。

入場券は郵送します

投票所入場券は四月七日(水)に発送する予定です。配達されるまで三日程度の日数がかかります。届いたら、記載された内容を確認してください。

投票する際は、本人が投票所へ持参してください。

なお、紛失したり忘れたりした場合は投票所の係員に申し出てください。

3月2日現在の大崎市の選挙人名簿登録者数 （人）

地域	男	女	計
古川	28,793	31,033	59,826
松山	2,683	2,879	5,562
三本木	3,374	3,480	6,854
鹿島台	5,149	5,645	10,794
岩出山	5,223	5,682	10,905
鳴子温泉	3,159	3,586	6,745
田尻	5,027	5,418	10,445
大崎市合計	53,408	57,723	111,131